

參考資料

Ⅱ．「心のバリアフリー」

1．考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

ユニバーサルデザイン2020行動計画（抜粋）

（平成29年2月20日 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障害を含め様々な種別の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。

〔文部科学省、厚生労働省〕

このため、特別支援学校と交流している小・中・高等学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）等を軸に、平成29年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための新たな取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開を図る。〔文部科学省〕

障害者基本法における交流及び共同学習の位置付け

目的・経緯 等

<目的>

全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

<経緯>

- 平成 5 年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成 16 年 6 月 障害者基本法改正
- 平成 23 年 8 月 障害者基本法改正（公布・施行）

教育の条文のみ抜粋

（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

交流及び共同学習に係る学習指導要領等の規定（幼稚園・小学校）

	幼稚園 (平成29年3月告示)	小学校 (平成29年3月告示)
総則	第6 幼稚園運営上の留意事項 3 地域や幼稚園の実態等により，幼稚園間に加え，保育所，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。（略）また，<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努める</u>ものとする。	第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 イ 他の小学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，中学校，高等学校，特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u>
特別活動		第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。 （4）異年齢集団による交流を重視するとともに，幼児，高齢者，障害のある人々などとの交流や対話，<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して，協働することや，他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u>

交流及び共同学習に係る学習指導要領等の規定（中学校・高等学校）

	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成21年3月告示)
総則	第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u>	第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。</u>
特別活動	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u>	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 〔学校行事〕については（略）。また、実施に当たっては、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。</u>

交流及び共同学習に係る学習指導要領等の規定（特別支援学校）

	幼稚部 (平成29年4月告示)	小学部・中学部 (平成29年4月告示)	高等部 (平成21年3月告示)
総則	第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項 4 学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚部における教育と小学部における教育又は小学校教育の円滑な接続のため、幼稚部の幼児と小学部又は小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、<u>障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。</u>	第6節 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u> 特に、<u>小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u>	第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 (6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、<u>地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u>
特別活動		2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。	2. 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

交流及び共同学習の実施に関する記述

※学習指導要領解説を基に特別支援教育課において作成

	幼稚園 現行学習指導要領解説（平成20年7月）	小・中学校 新小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年6月） 125 P 新中学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月） 126 P	高等学校 現行学習指導要領解説 総則編（平成21年7月） 80 P
意義	・仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会 ・幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切	・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場	・生徒が障害のある幼児児童生徒などとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場。
内容の例	※具体的な活動例は特段示していない	・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習 ・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習 など	・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習 ・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習
留意事項	・連絡会を設け、幼稚園と幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。 ・特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が幼稚園内外の障害のある幼児や児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切	・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切 ・特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切	・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒などの一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切。

交流及び共同学習の実施に関する記述

※学習指導要領解説を基に特別支援教育課において作成

	特別支援学校 現行特別支援学校学習指導要領解説総則等編 (幼稚園・小学部・中学部) (平成21年6月) 188～189 P	特別支援学校 現行特別支援学校学習指導要領解説総則等編 (高等部) (平成21年6月) 110～111 P
意義	・障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義 ・相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面、二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進 ・児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 ・学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待	・障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義 ・相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科・科目等の目標の達成を目的とする共同学習の側面、二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進 ・生徒が他の学校の生徒と理解し合うための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 ・学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得て、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。
内容の例	・小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で実施 ・文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深める など	・近隣の学校と学校行事、部活動、ボランティア活動、各教科・科目の授業などを合同で実施 ・文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなど
留意事項	・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切	・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切

障害のある人との交流に係る学習指導要領等の規定

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成21年3月告示)
特別活動	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、<u>障害のある人々などとの交流や対話</u>、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u>	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、<u>障害のある人々などとの交流や対話</u>、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u>	第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (3)〔学校行事〕については(略)。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、<u>障害のある人々などとの触れ合い</u>、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

障害のある人との交流に関する記述

※学習指導要領解説を基に特別支援教育課において作成

	小学校 (新学習指導要領解説 特別活動編 (平成29年6月) 155～156 P)	中学校 (新学習指導要領解説 特別活動編 (平成29年7月) 127～127 P)	高等学校 学習指導要領解説 特別活動編 (平成21年7月) 66 P)
意義	・多様な人々の存在に気付いたり、共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶ ・一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付けることができる	・自他の尊重や共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶこと。	・他人を思いやる心や社会貢献の精神を養うとともに、社会生活のルールや基本的なモラルを習得していくこと
内容の例	・障害者福祉施設の人々を学校行事の運動会に招待したり、一緒に競技して交流したりすること ・児童会活動の委員会活動で訪問したり、クラブ活動の成果を発表したりすること 等	・障害者福祉施設の人々を学校行事の文化祭に招待したり交流会を開催したりすること ・近隣の特別支援学校の児童生徒と、生徒会活動や学校行事において共同学習をすること 等	・学校行事に幼児、高齢者、障害のある人々を招待して一緒に交流をすること 等
留意事項	・児童が交流する人々のニーズに応じて手伝ったり世話をしたりする活動を通して、他者の役に立つことや社会に貢献することを実感できるようにすることが大切	・一人一人の生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるように指導を工夫するとともに、自分のよさや可能性を発揮してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な活動を設定すること。	・学校や地域及び生徒の実態に応じて、人間的な触れ合いを深め共に学ぶことができるような活動内容を工夫していくことが大切 ・十分に事前の打合せを行い、教育的な効果が十分あがるよう配慮することが大切

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

○2 「インクルーシブ教育システム」の定義

○障害者の権利に関する条約第8条には、障害者に関する社会全体の意識を向上させる必要性が示され、教育制度のすべての段階において障害者の権利を尊重する態度を育成することが規定されている。こうした規定を踏まえれば、学校教育において、障害のある人と障害のない人が触れ合い、交流していくという機会を増やしていくことが、特に重要であり、障害のある人と触れ合うことは、共生社会の形成に向けて望ましい経験となる。

(2) 「基礎的環境整備」について

○8 交流及び共同学習の推進

(ア) 現状

学習指導要領に基づき、交流及び共同学習の機会等を設けることとされている。

(イ) 課題

改正障害者基本法の理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要である。また、一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。居住地校交流を進めるに当たっては、幼児児童生徒の付添いや時間割の調整等が課題であり、それらについて検討していく必要がある。また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習も一層進めていく必要がある。

文部科学省では、小学校、中学校等における障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習が積極的に取り組まれるように、「交流及び共同学習ガイド」を作成し、文部科学省ホームページに掲載。

○「交流及び共同学習ガイド」 (文部科学省ホームページ内)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

「交流及び共同学習ガイド」 目次

第1章 よりよい交流及び共同学習を進めるために

1. 交流及び共同学習の意義
2. 教育課程とのかかわり
3. 障害のある子どもの理解
 - (1) 視覚障害
 - (2) 聴覚障害
 - (3) 知的障害
 - (4) 肢体不自由
 - (5) 病弱・身体虚弱
 - (6) 言語障害
 - (7) 情緒障害・自閉症
 - (8) LD (学習障害)
 - (9) ADHD (注意欠陥多動性障害)

第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解
2. 組織づくり

3. 指導計画の作成

4. 事前学習

5. 交流及び共同学習の実際

6. 事後学習

7. 評価の方法

8. 実施上の留意点

9. 事例

- ・小学校と特別支援学校(知的障害)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(肢体不自由)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(病弱)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(情緒障害)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(知的障害、情緒障害)との交流及び共同学習－学校給食を通して－
- ・中学校と特別支援学校(視覚障害)との交流及び共同学習
- ・中学校の通常学級と特別支援学級(知的障害)との交流及び共同学習
- ・特別支援学校(聴覚障害)と中学校との交流及び共同学習－部活動を通して－

10. 事例・写真提供校

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成30年度概算要求額:100百万円(前年度予算額85百万円)

背景

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、新学習指導要領の総則において、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。

さらに、ユニバーサルデザイン2020行動計画においては、学校教育における取組として、交流及び共同学習の更なる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図ることとなっている。

新小学校学習指導要領(抜粋)

家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

【新小学校学習指導要領解説総則編】

児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(事業内容)

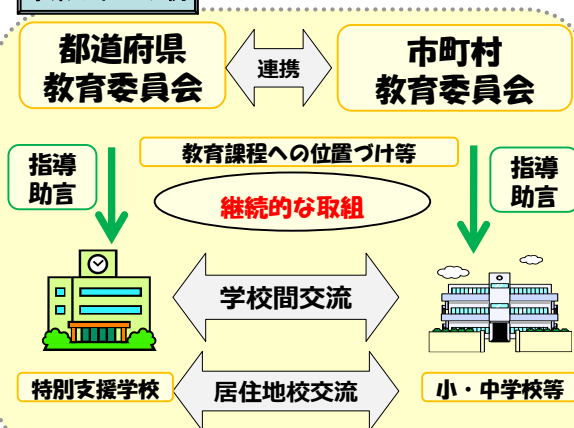
教育委員会が主体となり、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となることを目標に以下の事業を実施する。

①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置づけ等、組織的かつ計画的な取組の在り方の研究

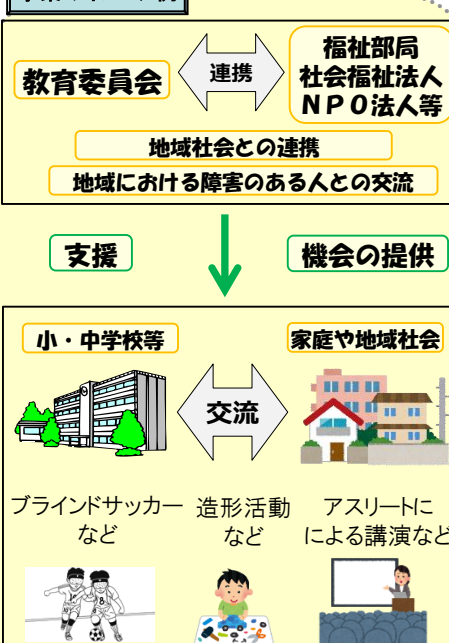
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を越えた交流の在り方に関する研究 など

事業のイメージ例



事業のイメージ例



委託先:都道府県・市町村教育委員会・国立大学法人等(30件)

地域生活支援事業等について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業(事業の実施内容は地方が決定)
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも可能。
- (4) さらに、国として促進すべき事業については特別枠に位置づけ、一定の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

【財源】

補助金(一部交付税措置あり)※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1／2以内で補助 【市町村事業】 国1／2以内、
都道府県1／4以内で補助

※促進事業は、国1／2 又は 定額(10／10相当)で補助

「心のバリアフリー」推進事業（地域生活支援促進事業）

目 的

管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。）を広めるための取組を行う。

実施主体

・実施主体：都道府県

事業内容

1 実施内容

- （1）管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整
- （2）管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組との広域的な連携
- （3）心のバリアフリーを広めるための取組

理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業（必須事業））

目 的

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第1項、市町村必須事業）

実施主体・対象者

・実施主体：市町村 ・対象者：管内地域住民

事業内容

1 実施内容

市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

2 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施

- （1） 教室等開催： 障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
- （2） 事業所訪問： 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
- （3） イベント開催： 有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
- （4） 広 報 活 動： 障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
- （5） その他の形式： 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

自発的活動支援事業（地域生活支援事業（必須事業））

目 的

障害児及び障害児者（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第2項、市町村必須事業）

実施主体・対象者

・実施主体：市町村 ・対象者：管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など

事業内容

1 実施内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

2 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

- （1）ピアサポート ：障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
- （2）災害対策 ：障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
- （3）孤立防止活動支援 ：地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
- （4）社会活動支援 ：障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。
- （5）ボランティア活動支援 ：障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
- （6）その他の形式による支援 ：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

調査概要

□ 調査時点 : 平成29年3月31日 (平成28年度実績)

□ 調査対象 : 公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校
(回答数)

小学校 (義務教育学校前期課程を含む) 19,547校

中学校 (義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程を含む) 9,318校

高等学校 (中等教育学校後期課程を含む) 3,796校

□ 調査項目 :

- I 小・中・高等学校等と「特別支援学校」の児童生徒の交流及び共同学習(学校間交流*)の状況
- II 小・中・高等学校等と「特別支援学校」の児童生徒の交流及び共同学習(居住地校交流*)の状況
- III 通常の学級と「特別支援学級」の児童生徒の交流及び共同学習の状況
- IV 障害のある人との交流の状況 (I～IIIを除き、大人の障害のある人との交流が対象。)

※ 全て、教育課程に位置づけられている活動を対象とする。

* I の「学校間交流」は、小・中・高等学校等と特別支援学校が学校間で連携して行う交流及び共同学習。

II の「居住地校交流」は、小・中・高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

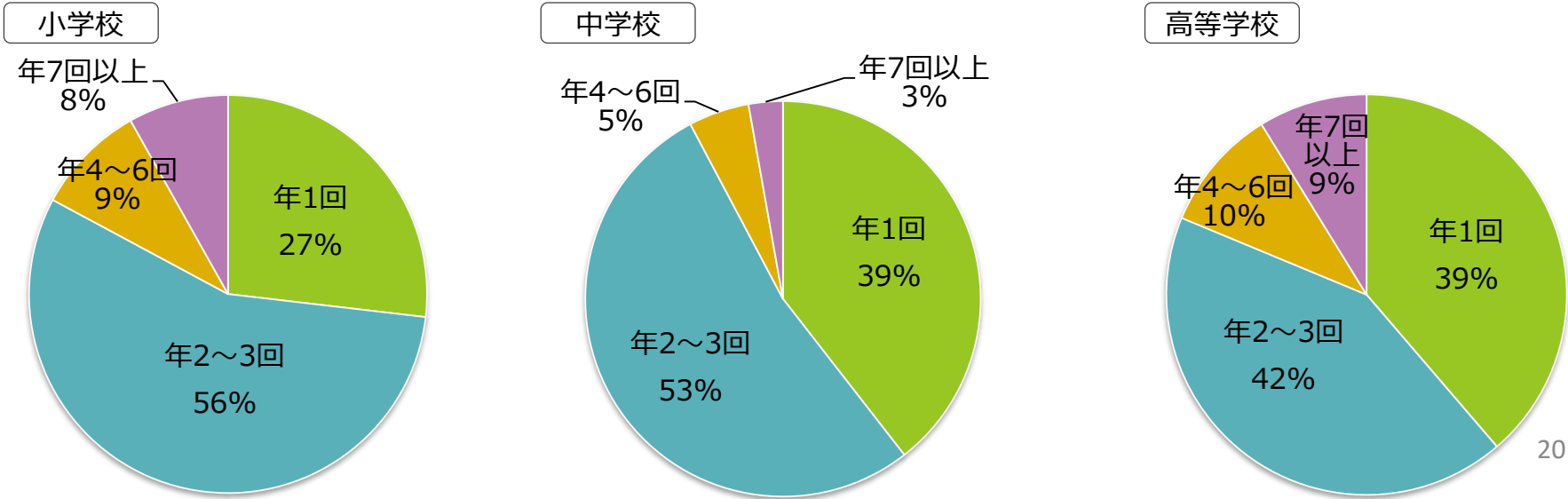
1 特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況

2 ～ 3 割の学校が学校間交流を実施している。実施している学校のほとんどは毎年度継続的に実施している。

	小学校	中学校	高等学校
実施した	16%	18%	26%
うち、毎年度継続的に実施	15%	17%	25%
数年に一度実施	1%	1%	1%
実施していない	84%	82%	74%

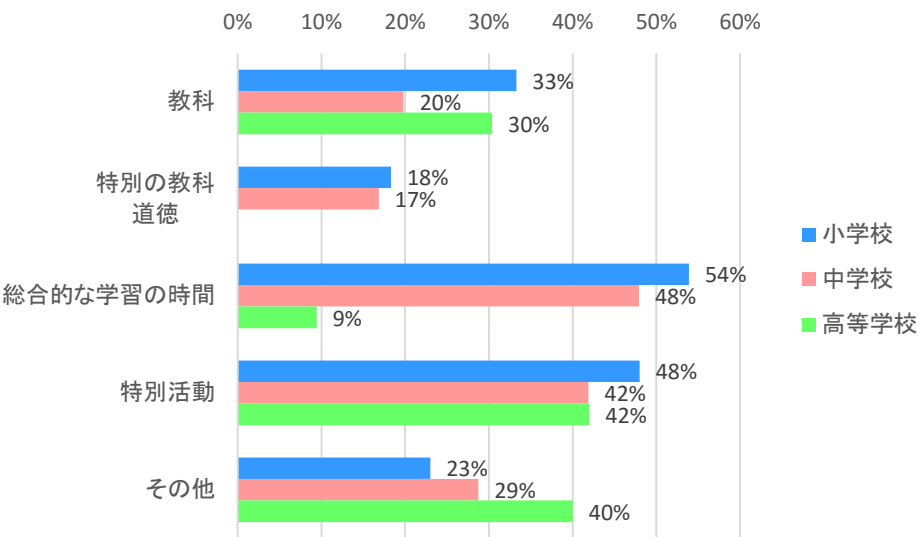
2 学校全体における年間の実施回数 （1 で「毎年度継続的に実施」と回答した学校のみ回答）

各学校段階とも、「年 2 ～ 3 回」が最も多く、次いで「年 1 回」となっている。



3 教育課程における位置付け（複数回答）（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

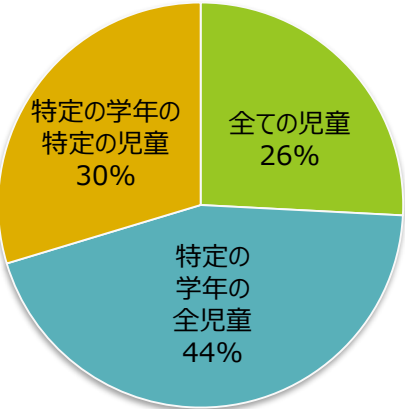
小・中学校では「総合的な学習の時間」に、高等学校では「特別活動」に位置付けている学校が最も多い。



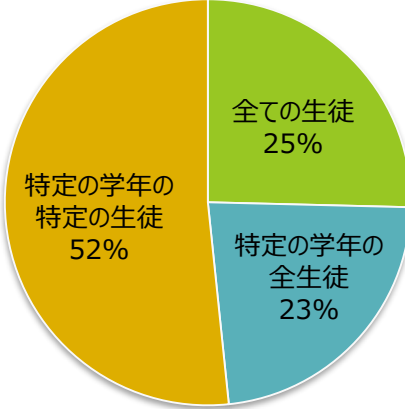
4 参加している児童生徒（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

学校段階が進むにつれて、参加している児童生徒の範囲が小さくなる傾向が見られる。

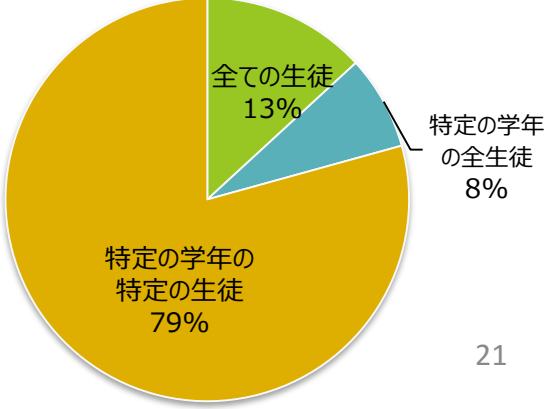
小学校



中学校

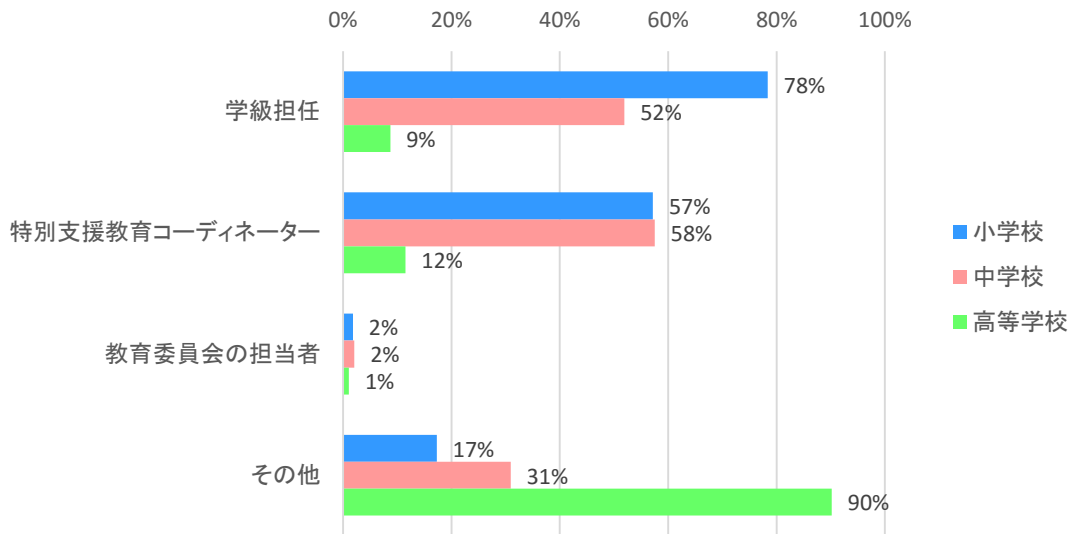


高等学校



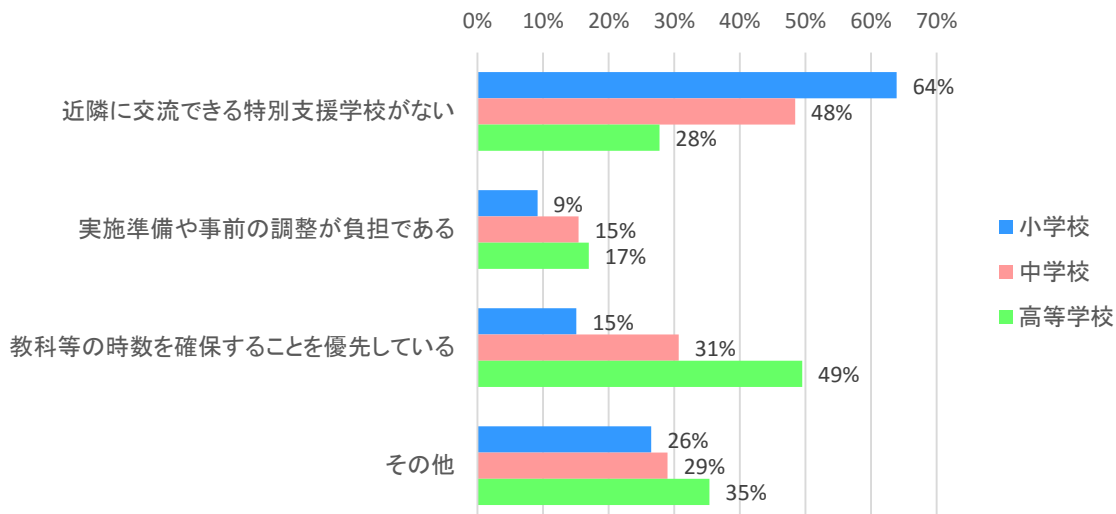
5 学校間交流の実施にあたり、特別支援学校との調整を行っている者（複数回答）（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

小・中学校では「学級担任」又は「特別支援教育コーディネーター」と回答している学校が多い。



6 実施していない理由（複数回答）（1で「実施していない」と回答した学校のみ回答）

学校段階が進むと「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が増え、高等学校では約5割の学校が該当している。



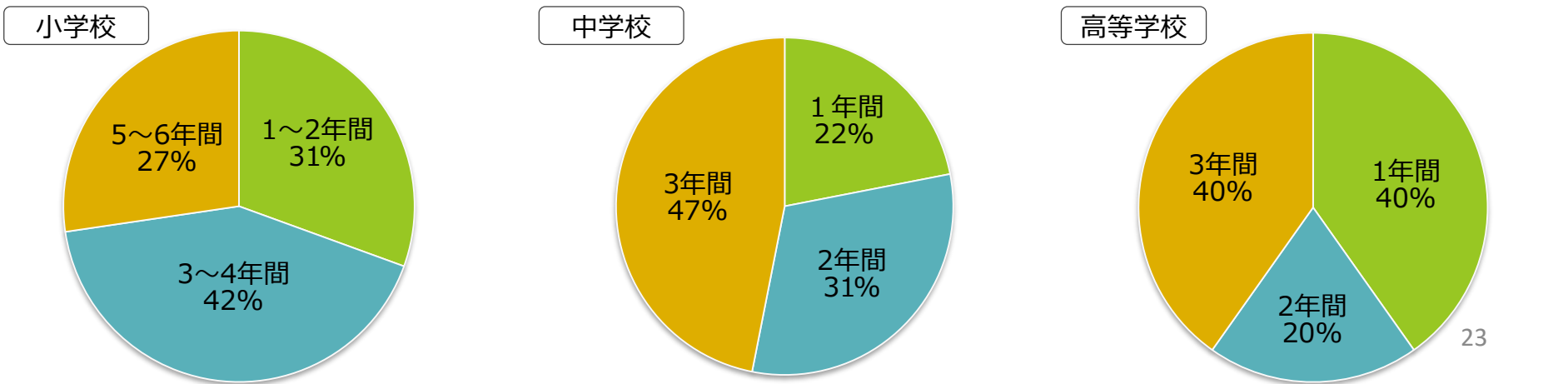
1 特別支援学校との交流及び共同学習（居住地校交流）の実施状況

小・中学校では2～4割が実施しているが、高等学校段階になると大きく減少する。

	小学校	中学校	高等学校
実施した	37%	23%	4%
〔年間の受入人数〕			
うち、5名以下	34%	21%	2%
6名以上～10名以下	1%	0%	1%
11名以上～15名以下	2%	2%	0%
16名以上～20名以下	0%	0%	0%
21名以上	0%	0%	1%
実施していない	63%	77%	96%

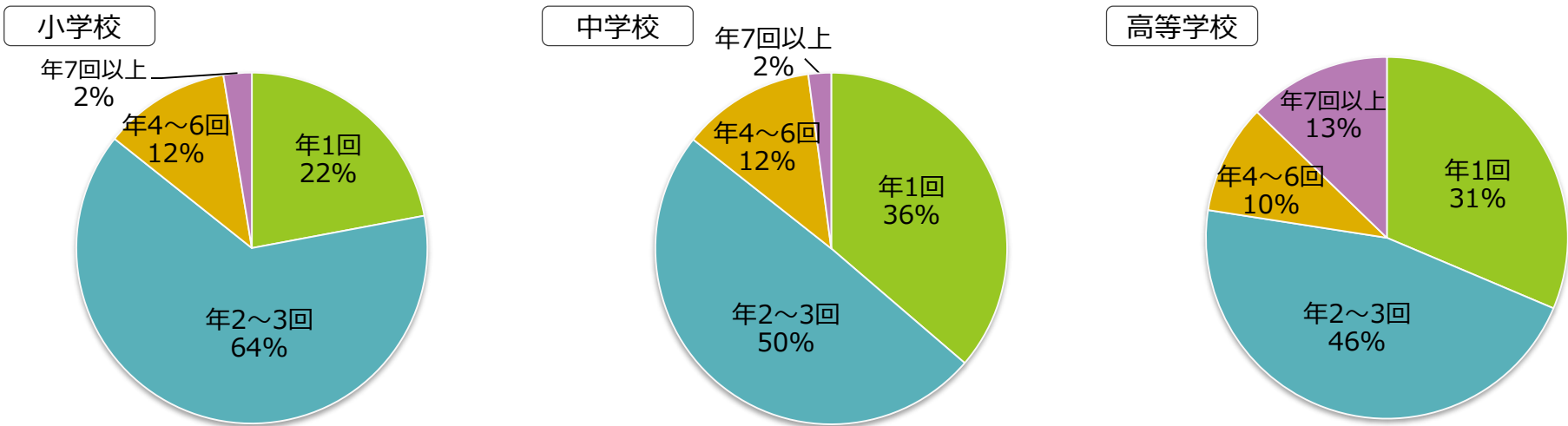
2 特別支援学校の児童生徒一人あたりの平均継続年数（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

学校によって継続年数が異なっている状況が見られる。



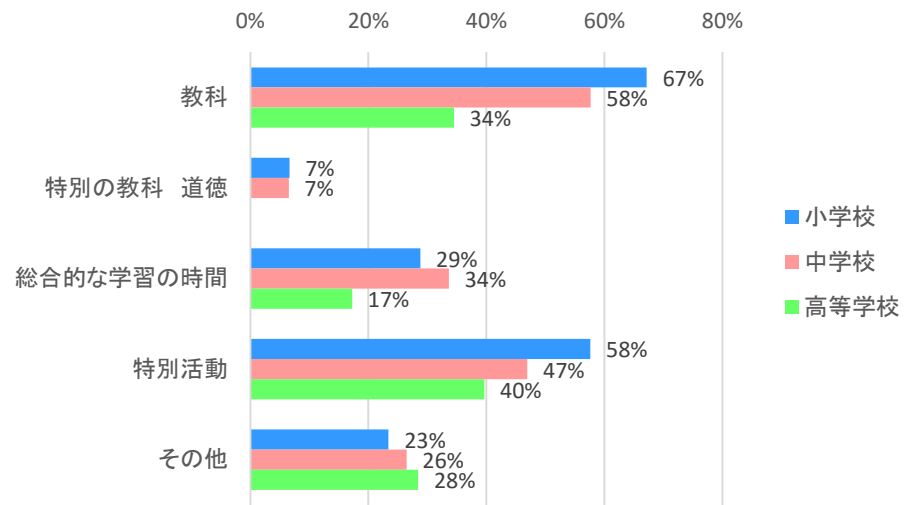
3 特別支援学校の児童生徒一人あたりの年間平均実施回数 （1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

各学校段階とも、「年2～3回」が最も多く、次いで「年1回」となっている。



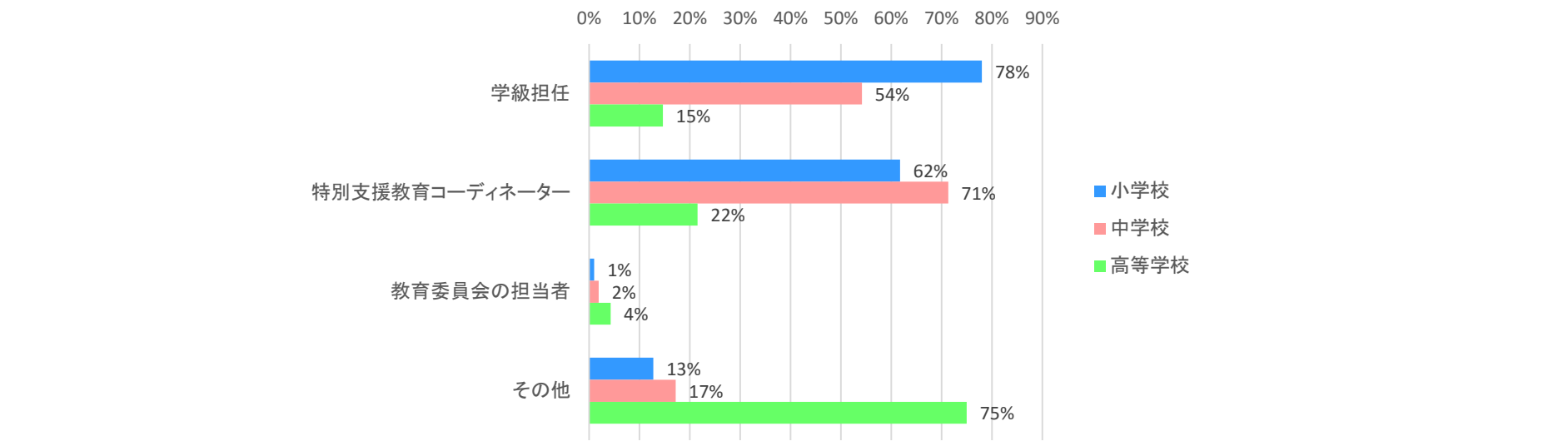
4 教育課程における位置付け（複数回答） （1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

各学校段階とも、「教科」や「特別活動」において取り組んでいる学校が多い。



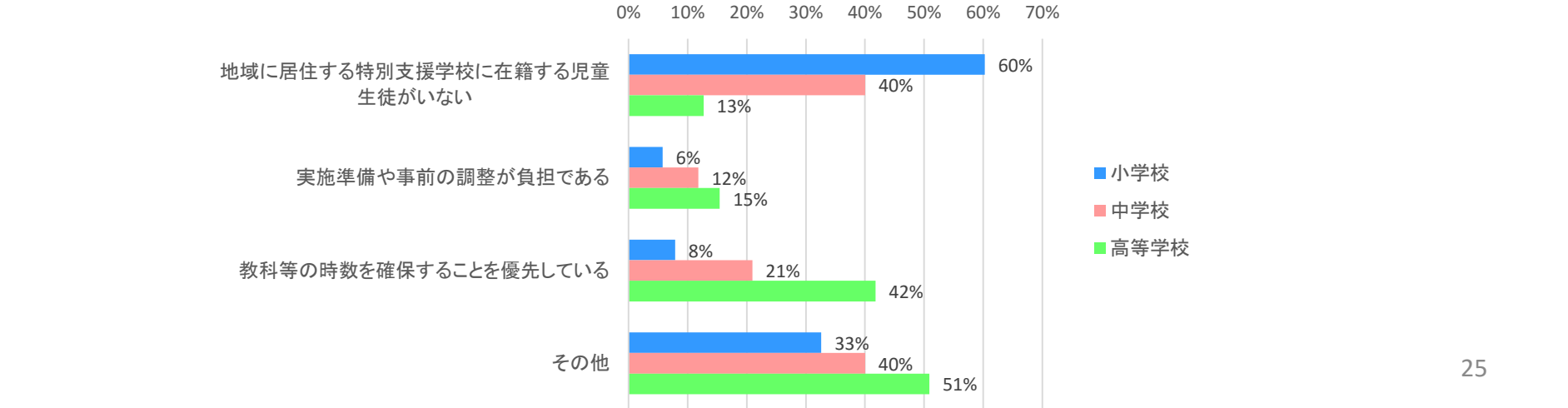
5 居住地校交流の実施にあたり、特別支援学校との調整を行っている者（複数回答）（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

小・中学校では、「学級担任」又は「特別支援教育コーディネーター」と回答している学校が多い。



6 実施していない理由（複数回答）（1で「実施していない」と回答した学校のみ回答）

学校段階が進むと「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が増え、高等学校では約4割の学校が該当している。



1 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の実施状況

特別支援学級が設置されている学校のほとんどが実施しているが、実施していない学校も若干見られる。

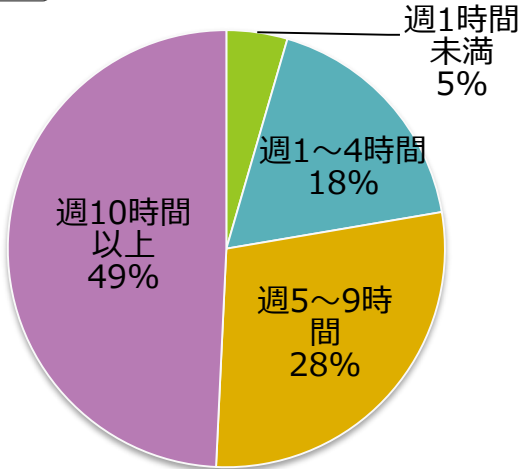
	小学校	中学校
実施した	81%	80%
うち、毎年度継続的に実施	81%	80%
数年に一度実施	0%	0%
実施していない	19%	20%

(注)本回答には、特別支援学級が設置されていない小学校（17%）、中学校（17%）が含まれる。

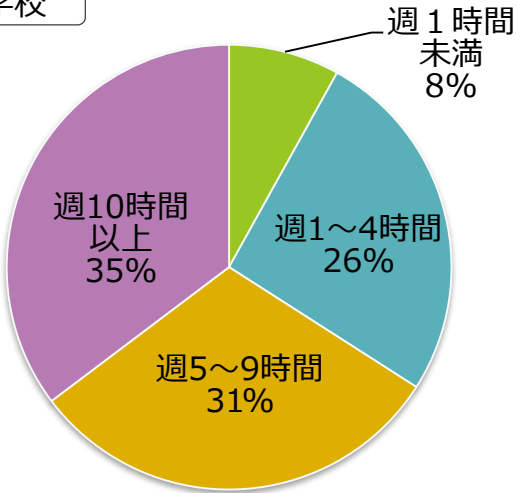
2 特別支援学級の児童生徒一人あたりの週の平均実施時間数（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

小・中学校とも「週10時間以上」と回答した学校が最も多い。

小学校

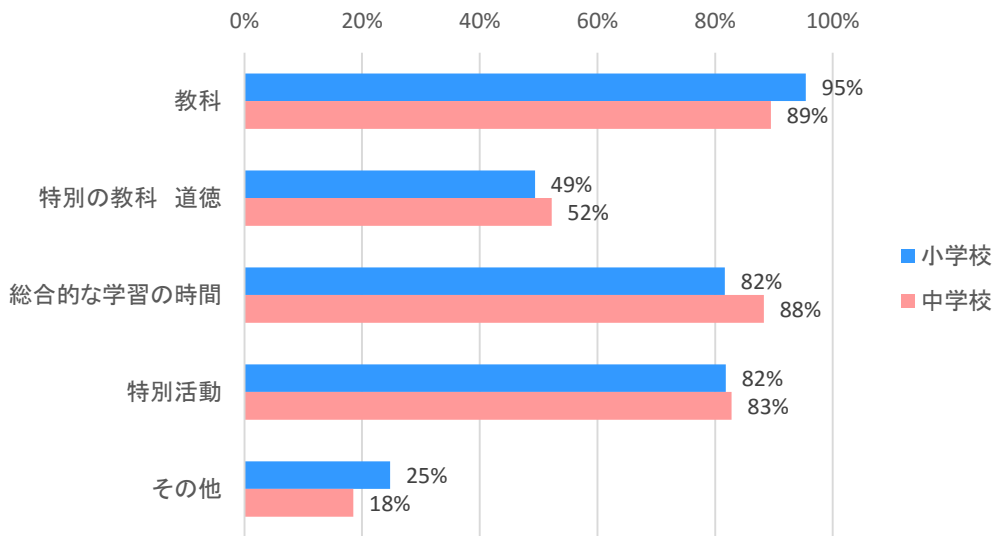


中学校



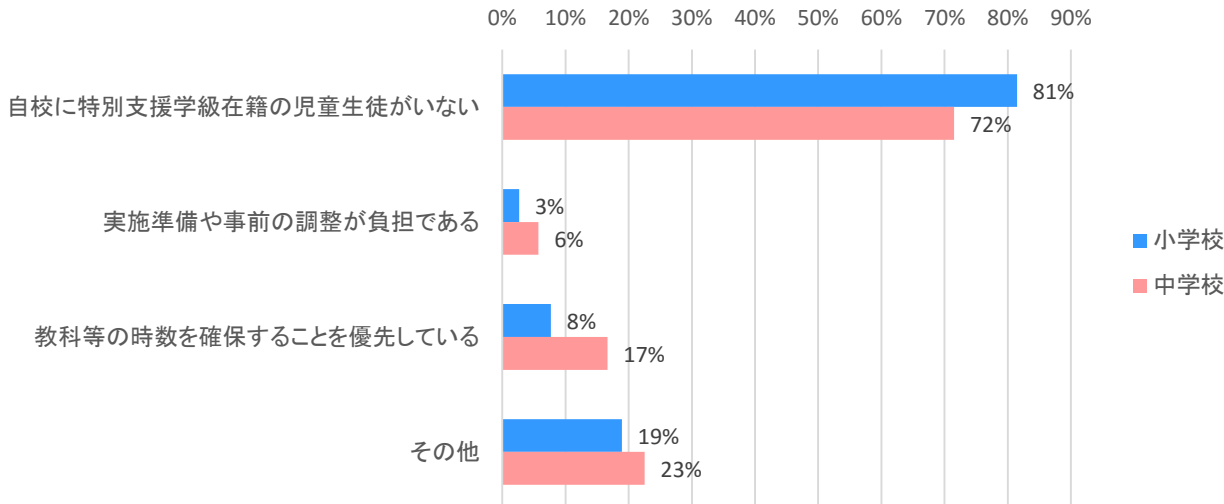
3 教育課程における位置付け（複数回答）（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

様々な時間を活用して実施している状況が見られる。



4 実施していない理由（複数回答）（1で「実施していない」と回答した学校のみ回答）

学校段階が進むと「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が多くなる状況が見られる。



1 障害のある人との交流活動の実施状況

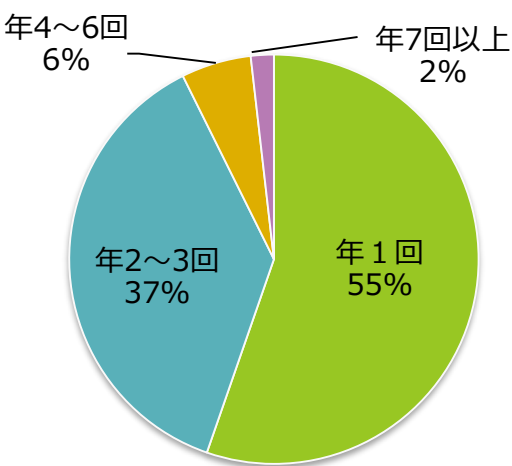
2 ～ 4 割の学校が実施している。学校段階が進むにつれて実施している学校の割合が減少傾向にある。

	小学校	中学校	高等学校
実施した	40%	29%	21%
うち、毎年度継続的に実施	34%	24%	18%
数年に一度実施	6%	5%	3%
実施していない	60%	71%	79%

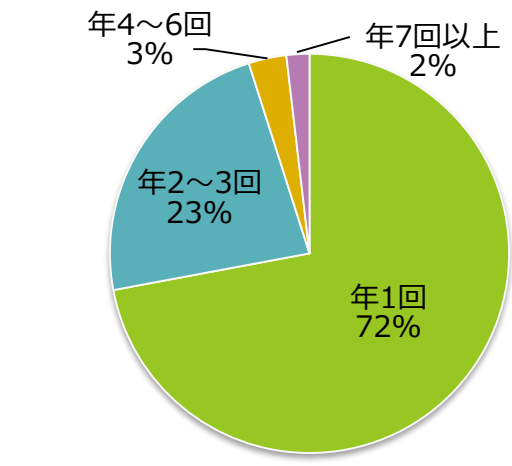
2 学校全体における年間の実施回数 （1で「毎年度継続的に実施」と回答した学校のみ回答）

各学校段階とも、「年 1 回」と回答した学校の割合が多い。

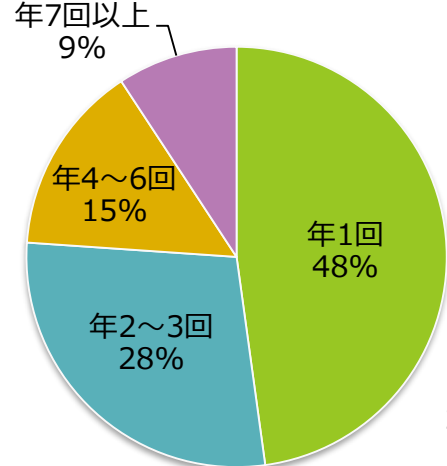
小学校



中学校

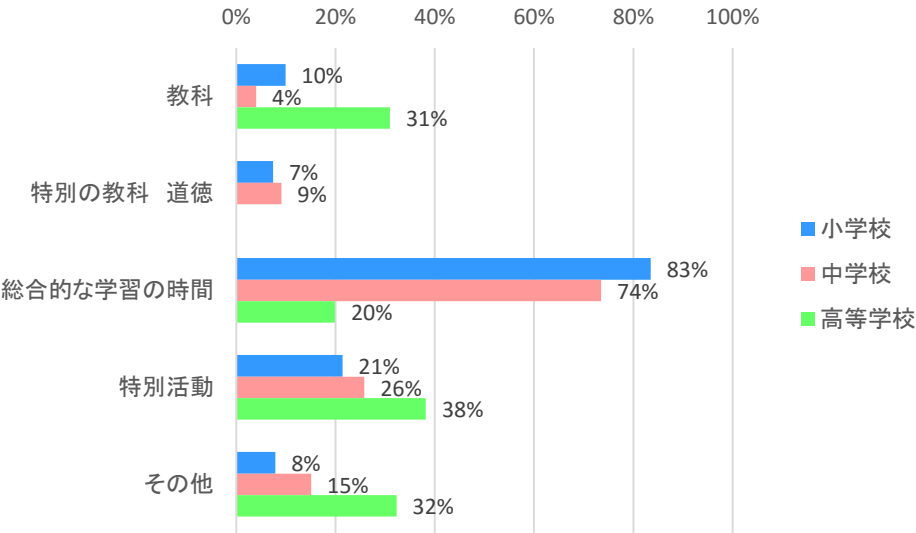


高等学校



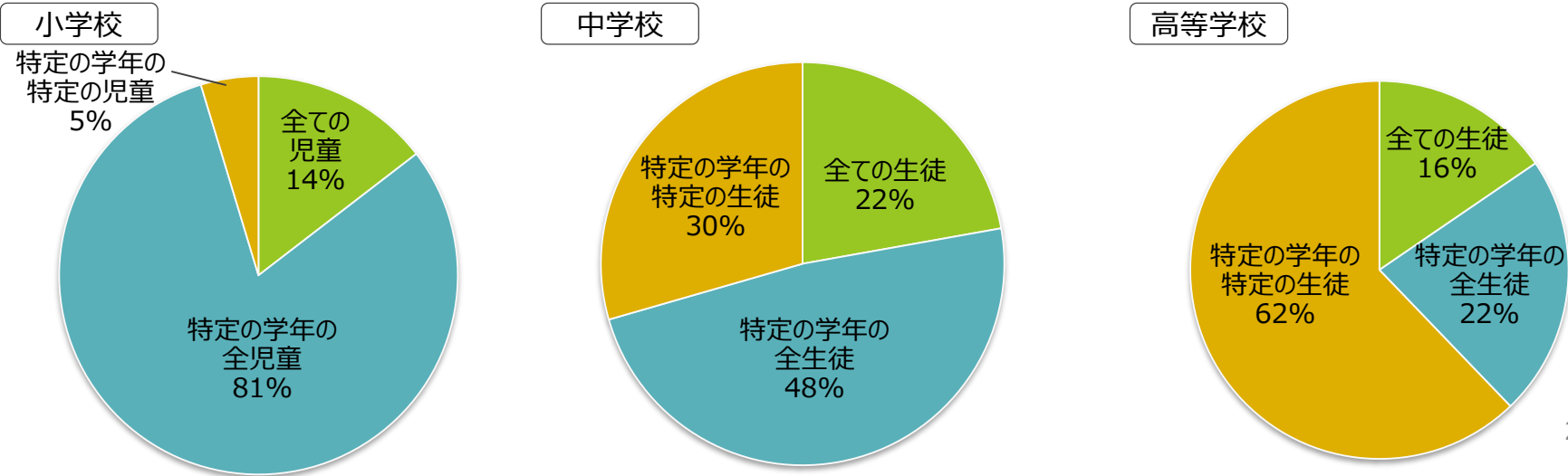
3 教育課程における位置付け（複数回答）（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

小・中学校では「総合的な学習の時間」に、高等学校では「特別活動」に位置付けている学校が最も多い。



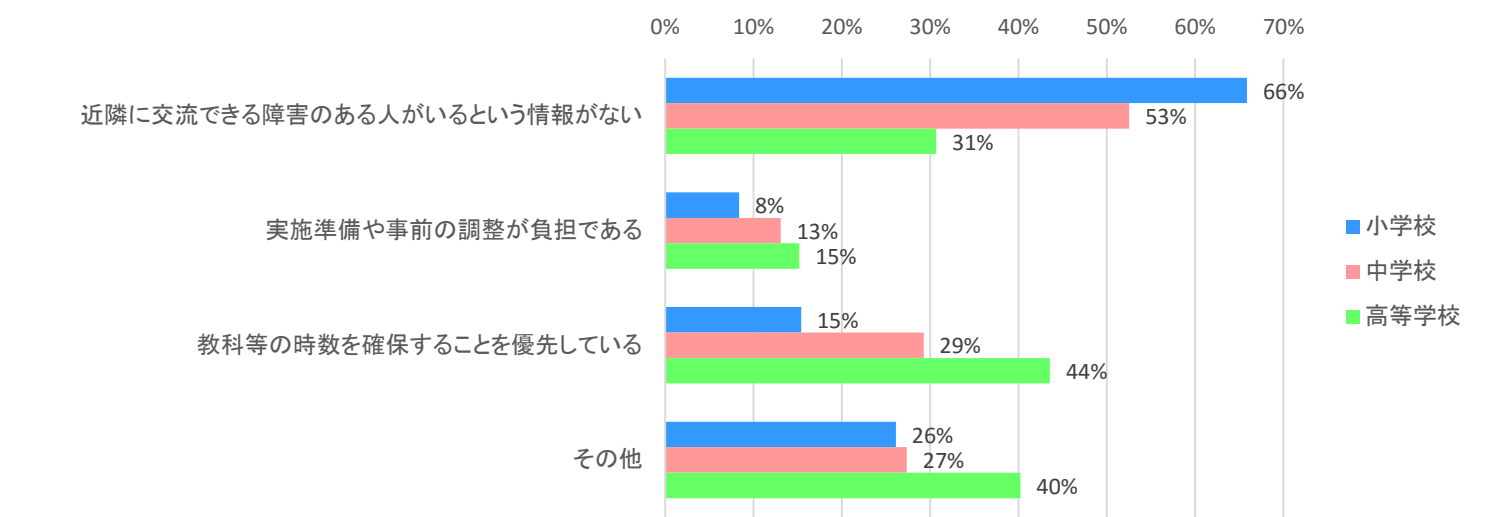
4 参加している児童生徒（1で「実施した」と回答した学校のみ回答）

小・中学校では「特定の学年の全児童生徒」、高等学校では「特定の学年の特定の生徒」と回答している学校が最も多い。



5 実施していない理由（複数回答）（1で「実施していない」と回答した学校のみ回答）

小・中学校では情報が無いこと、高等学校では教科等の時数の確保を理由に挙げている学校が最も多い。



〔再掲〕全体の実施状況

◆ それぞれの回答に「実施した」と回答した学校の割合

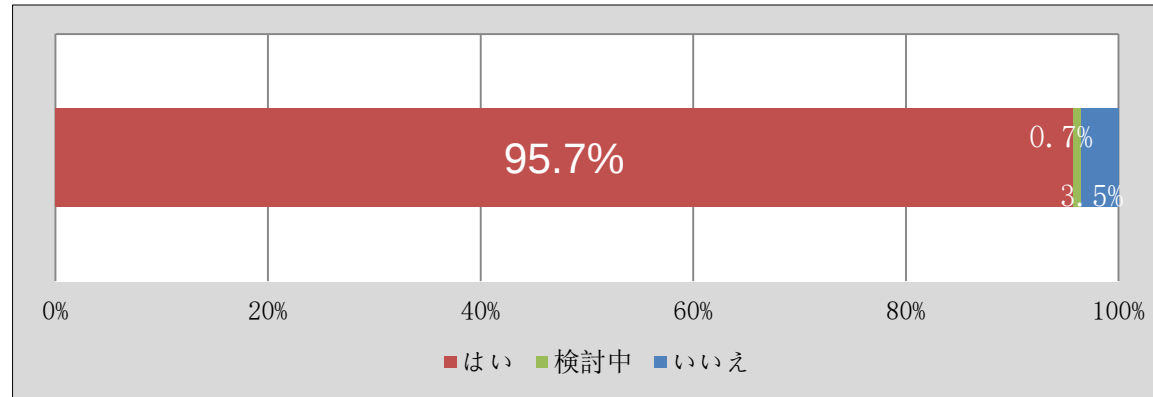
	小学校	中学校	高等学校
学校間交流	16%	18%	26%
居住地校交流	37%	23%	4%
特別支援学級との交流 *	81%	80%	—
障害のある人との交流	40%	29%	21%

* 回答には、特別支援学級が設置されていない小学校（17%）、中学校（17%）が含まれる。

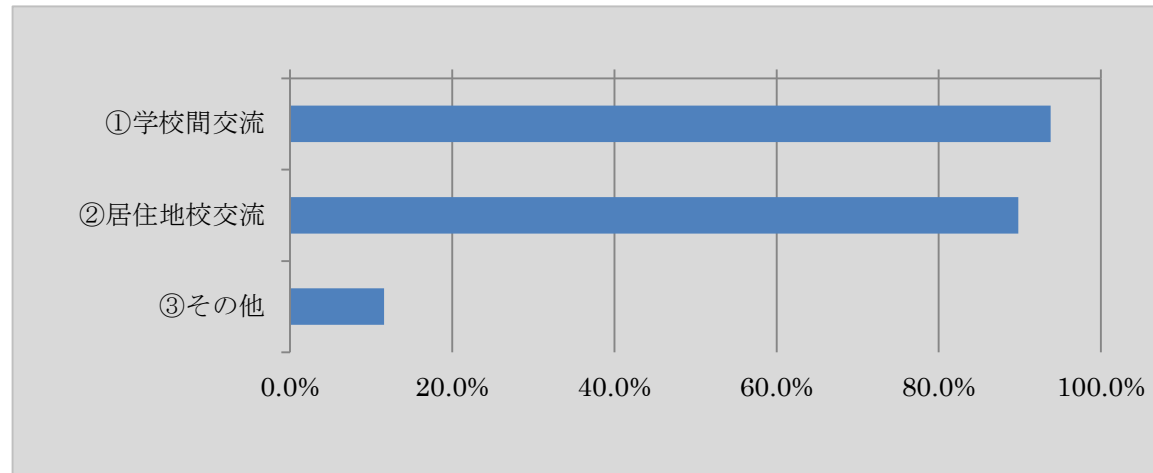
特別支援学校における交流及び共同学習の状況

(インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査 (平成28年度))

Q. 在籍の幼児児童生徒と通常の学校との交流及び共同学習は実施していますか。



Q. 交流及び共同学習の形態について教えてください。



学校間交流 93.8%
居住地校交流 89.8%

その他:
・作品交流
・手紙による交流
・ビデオレターによる間接交流
・障害の体験交流

〔出典〕「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査」(国立特別支援教育総合研究所)

調査数: 特別支援学校 862校 (視覚障害 62校、聴覚障害 91校、知的障害 331校、肢体不自由 138校、病弱 70校、併置 170校)

調査回収数: 特別支援学校 676校 (78.4%)